

訪問介護料金表

平成27年8月1日現在

利用者負担額: 1回につき

時 間 帯 供	区 分	提供時間区分等	利用料	利用者負担金	
				一割負担の方	2割負担の方
八 時 ～ 一 八 時	生 活 援 助	20分以上45分未満	1,830円	1,830円	1,830円
		45分以上70分未満	2,250円	2,250円	2,250円
	身 体 介 護	20分以上30分未満	2,450円	2,450円	2,450円
		30分以上60分未満	3,880円	3,880円	3,880円
		60分以上90分未満	5,640円	5,640円	5,640円
		90分以上(30分増すごとに)	800円	800円	800円
	身 体 介 護 と 生 活 援 助 の 混 在	身体介護30分未満 + 生活援助20分未満	3,120円	3,120円	3,120円
		身体介護30分未満 + 生活援助45分未満	3,790円	3,790円	3,790円
		身体介護30分未満 + 生活援助70分未満	4,460円	4,460円	4,460円
		身体介護60分未満 + 生活援助20分未満	4,550円	4,550円	4,550円
		身体介護60分未満 + 生活援助45分未満	5,220円	5,220円	5,220円
		身体介護60分未満 + 生活援助70分未満	5,890円	5,890円	5,890円
		身体介護90分未満 + 生活援助20分未満	6,310円	6,310円	6,310円
		身体介護90分未満 + 生活援助45分未満	6,980円	6,980円	6,980円
身体介護90分未満 + 生活援助70分未満	7,650円	7,650円	7,650円		

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

早朝及び夜間加算	早朝6時から8時・夜間18時から20時のご利用の場合は上記の所定金額の25%増しとなります。			
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して初回の属する月にサービス提供責任者が実施した訪問介護または、その他の訪問介護員等が、初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行訪問した場合。	2,000円	200円	400円
緊急時加算	利用者様やそのご家族様からの要請を受けて、担当ケアマネージャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者または他の訪問介護員が、居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合。	1,000円	100円	200円

介護予防訪問介護料金表

平成27年8月1日現在

利用者負担額:1月につき

利用回数	提供時間区分等	利用料	利用者負担金	
			一割負担の方	2割負担の方
週1回	45分以上70分未満	11,680円	1,168円	2,336円
週2回	45分以上70分未満	23,350円	2,335円	4,670円
週3回	45分以上70分未満	37,040円	3,704円	7,408円

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算項目	加算要件	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して初回の属する月にサービス提供責任者が実施した訪問介護または、その他の訪問介護員等が、初回の訪問介護を行った日の属する月に訪問介護を行った際にサービス提供責任者が同行訪問した場合。	2,000円	200円	400円

介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型事業）

平成28年3月1日現在

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の利用料金

【福島市】

【基本部分】※身体介護及び生活援助

利用者負担額：1月につき

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ	事業該当者・要支援1.2 (週1回程度)	11,680円	1,168円	2,336円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ	事業該当者・要支援1.2 (週2回程度)	23,350円	2,335円	4,670円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ	事業該当者・要支援1.2 (週2回を超える程度)	37,040円	3,704円	7,408円

【契約期間が1カ月に満たない場合】

利用者負担額：(1日につき)

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ	事業該当者・要支援1.2 (週1回程度)	380円	38円	76円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ	事業該当者・要支援1.2 (週2回程度)	770円	77円	154円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ	事業該当者・要支援1.2 (週2回を超える程度)	1,220円	122円	244円

上記の基本利用料は、福島市長が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算要件	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上連携加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合。	1,000円	100円	200円

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）の利用料金

【川 俣 町】

【基本部分】※身体介護及び生活援助

利用者負担額：1月につき

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ	事業該当者・要支援1.2 (週1回程度)	11,680円/月	1,168円	2,336円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ	事業該当者・要支援1.2 (週2回程度)	23,350円/月	2,335円	4,670円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ	事業該当者・要支援1.2 (週2回を超える程度)	37,040円/月	3,704円	7,408円
訪問型サービス(みなし)Ⅳ	事業該当者・要支援1.2 (週1回程度) 1月の中で全部で4回まで	2,660円/回	266円	532円
訪問型サービス(みなし)Ⅳ	事業該当者・要支援1.2 (週2回程度) 1月の中で全部で5回から8回まで	2,700円/回	270円	540円
訪問型サービス(みなし)Ⅳ	事業該当者・要支援1.2 (週2回を超える程度) 1月の中で全部で8回から12回まで	2,850円/回	285円	570円
訪問型サービス(みなし)Ⅳ	事業該当者・要支援1.2 (20分未満) 1月につき22回まで	1,650円	165円	230円

【契約期間が1カ月に満たない場合】

利用者負担額：1回につき

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
訪問型サービス(みなし)Ⅰ	事業該当者・要支援1.2 (週1回程度)	380円/日	38円	76円
訪問型サービス(みなし)Ⅱ	事業該当者・要支援1.2 (週2回程度)	770円/日	77円	154円
訪問型サービス(みなし)Ⅲ	事業該当者・要支援1.2 (週2回を超える程度)	1,220円/日	122円	244円

上記の基本利用料は、川俣町町長が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。
 なお、その場合は、事前に新しい利用料金表をお配りいたします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合。	1,000円	100円	40円